

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）33条の規定に基づく各一時保護決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、東京都〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和元年10月18日を開始日として行った、請求人の子である〇〇さん（平成〇年〇月〇日生まれ。以下「姉」という。）及び同〇〇さん（平成〇年〇月〇日生まれ。以下「弟」といい、姉と併せて「本児ら」という。）に係る法33条の規定に基づく各一時保護決定処分（以下「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるといものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件各処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

請求人は、本児らに対し虐待・不適切な教育をした事実は一切ない。本児らも、面会の際に、児相に帰りたくないと言っている。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2年 7月 2日	諮問
令和 2年 9月 24日	審議（第47回第1部会）
令和 2年 10月 13日	審議（第48回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 児童相談所への通告等

法25条1項は、要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないと規定している。

そして、法26条1項は、児童相談所長は、法25条1項の規定による通告を受けた児童及びその保護者等について、必要があると認めるときは、法26条1項各号の措置を採らなければならないものとし、同項1号として「次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。」と規定している。

これを受けて、法27条1項は、都道府県は、法26条1項

1号の規定による報告のあった児童について、法27条1項各号の措置を採らなければならないと規定し、同項3号として「児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。」と規定している。

(2) 一時保護

法33条1項は、児童相談所長は、必要があると認めるときは、法26条1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる」と規定している。また、法33条2項は、都道府県知事は、必要があると認めるときは、法27条1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる」と規定している。

この「必要がある」場合については、「一時保護ガイドライン」（平成30年7月6日付子発0706第4号厚生労働省子ども家庭局長通知）Ⅱ・2・(2)・アでは、「虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合」等とし、同イでは、「適切かつ具体的な援助方針（援助方針）を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合」等としている。

なお、一時保護ガイドラインは、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であり、その内容も本件の適用

に関して合理的で妥当なものと解される。

そして、一時保護の要件が「必要があると認めるとき」との文言で規定されていること及び児童の福祉に関する判断には児童心理学等の専門的な知見が必要とされることからすれば、児童に一時保護を加えるか否かの判断は、都道府県知事ないしその権限の委任を受けた児童相談所長の合理的な裁量に委ねられていると解するのが相当であり、児童相談所長等が上記裁量を逸脱し又は濫用した場合に限り、一時保護処分を行ったことが違法となるというべきである（東京地方裁判所平成27年3月11日判決・判例時報2281号80頁参照）とされている。

- 2 これを本件についてみると、令和元年10月18日午前11時50分頃、弟が1人で外を歩いているところを通行人からの110番通報により警察が保護し、それから約2時間も経過してから母が弟の不在に気づき、110番通報を行ったこと、弟を引き取りに警察署に来署した母の顔には痣等が認められるもけがの理由についての質問に一切応じなかったこと、姉が、痣等は請求人の暴力によるものであると発言したこと、これらのことを踏まえて現にネグレクトを受けていると認められたために警察署長が児相に対し、本児らについて法25条1項の規定に基づく身柄付通告を行ったことが認められる。

そして、児童に対して一時保護を加えるか否かは、処分庁の合理的裁量に委ねられていると解すべきところ（上記1・(2)）、処分庁が、上記の事実関係を前提として、請求人が本児らの面前で母に対する暴力を行うなどの心理的虐待を行っている疑いが濃厚であり、また、母によるネグレクトのおそれが認められ、不適切な養育が疑われたことから、本児らを家庭から一時引き離す必要があると判断し、法33条の規定に基づき本児らを一時保護したこと（本件各処分）は、処分庁に与えられた裁量権の行使として

合理的な根拠があると認められる。

以上によれば、本件各処分は、いずれも上記1の法令等の定めに基づき適正になされたものというべきであって、違法・不当な点を認めることはできない。

3 請求人は、前記第3のとおり主張する。

しかし、処分庁が行った本件各処分はいずれも適切なものと認められ、また、法令等の定めに基づいて適正になされたものと認められることは上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹